

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、いかなる経営環境の変化にも対応できる企業体質を確立することを重要課題と認識し、競争力ある事業の育成を通じて、持続的かつグローバルに発展することを経営の基本方針としております。

当社は、この方針のもと、「三菱製鋼グループ企業行動指針」を定め、役員・従業員が本指針を共有し、企業価値の最大化に努めるとともに、取締役会・監査役会の機能の一層の充実を図り、企業競争力の強化、迅速かつ合理的な意思決定の確保、透明性の高い健全な経営に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4-10-1】

「任意の諮問委員会の設置」については、取締役の指名や報酬の決定について、複数の独立社外取締役で構成するガバナンス委員会で、独立社外取締役の助言を得て取締役会で決議することとしており、指名・報酬に係る取締役会の機能の客観性・透明性の向上を図っております。ガバナンス委員会は、現時点では取締役会の諮問機関として位置付けておりませんが、今後も引き続き、委員会の方向性について検討を続けてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

コーポレートガバナンス・コード各原則に基づく開示項目の内容は次のとおりです。

当社は、コーポレートガバナンス活動の根幹をなす考え方としてコーポレートガバナンスに関する基本方針を制定しております。

【原則1-4】

「政策保有株式」については、コーポレートガバナンスに関する基本方針第5条に記載しておりますので、ご参照ください。

当社ウェブサイト <https://www.mitsubishisteel.co.jp/ir/governance-policy/>

【原則1-7】

「関連当事者間の取引」については、コーポレートガバナンスに関する基本方針第16条第12項、同条第13項に記載しておりますので、ご参照ください。

当社ウェブサイト <https://www.mitsubishisteel.co.jp/ir/governance-policy/>

【原則2-6】

「企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮」については、コーポレートガバナンスに関する基本方針第10条に記載しておりますので、ご参照ください。

当社ウェブサイト <https://www.mitsubishisteel.co.jp/ir/governance-policy/>

【原則3-1】

(i)「経営理念」については、当社ウェブサイトにおいて開示しておりますので、ご参照ください。

当社ウェブサイト <https://www.mitsubishisteel.co.jp/company/philosophy/>

また、2020年度から2022年度の3ヶ年を対象とした「2020中期経営計画」を策定し、当社ウェブサイトにおいて開示しておりますので、ご参照ください。

当社ウェブサイト <https://www.mitsubishisteel.co.jp/ir/mid-plan/>

(ii)「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定し、当社ウェブサイトにおいて開示しておりますので、ご参照ください。

当社ウェブサイト <https://www.mitsubishisteel.co.jp/ir/governance-policy/>

(iii)「取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続」については、本報告書の「II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営等に係る事項の【取締役報酬関係】」の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

(iv)「取締役候補者及び監査役候補者の指名並びに代表取締役の選解任を行うに当たっての方針」については、コーポレートガバナンスに関する基本方針第18条に、「取締役及び監査役候補者の指名を行う手続き」については、コーポレートガバナンスに関する基本方針第21条第2項、第23条第5項に、「代表取締役の選解任を行う手続き」については、コーポレートガバナンスに関する基本方針第23条第6項に記載しておりますので、ご参照ください。

当社ウェブサイト <https://www.mitsubishisteel.co.jp/ir/governance-policy/>

(v)当社は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」において「取締役候補者及び監査役候補者の指名並びに代表取締役の選解任を行うに当たっての方針」を定めております。また、取締役・監査役各候補者の指名・代表取締役の選解任の理由については「株主総会招集ご通知」に略歴とともに各候補者の欄に記載することとしております。

【補充原則4-1-1】

「経営陣に対する委任の範囲の概要」については、コーポレートガバナンスに関する基本方針第16条第3項に記載しておりますので、ご参照ください。

当社ウェブサイト <https://www.mitsubishisteel.co.jp/ir/governance-policy/>

【原則4-9】

「独立社外取締役の独立性判断基準」については、コーポレートガバナンスに関する基本方針第21条第3項及び本報告書の「II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営等に係る事項の【独立役員関係】の「その他独立役員に関する事項」に記載しておりますので、ご参照ください。

当社ウェブサイト <https://www.mitsubishisteel.co.jp/ir/governance-policy/>

【補充原則4-11-1】

「取締役会のバランス、多様性、規模に関する考え方」については、コーポレートガバナンスに関する基本方針第17条第2項に記載しておりますので、ご参照ください。

当社ウェブサイト <https://www.mitsubishisteel.co.jp/ir/governance-policy/>

【補充原則4-11-2】

「役員の兼任状況」については、株主総会招集ご通知において開示しております。

当社ウェブサイト <https://www.mitsubishisteel.co.jp/ir/shareholders-meeting/pdf/20200608.pdf>

【補充原則4-11-3】

当社の取締役会の実効性評価に関しましては、毎年、各取締役及び監査役による自己評価(アンケート及び必要に応じてインタビューを実施)を行い、その結果を踏まえ取締役会が分析・評価をしております。その結果の概要は以下のとおりです。

<分析・評価結果の概要>

「取締役会の運営方法」「取締役会の審議」「取締役会の構成」等の観点で分析・評価を行い、取締役会の実効性は確保されていると判断しております。

一方で、投融資案件のリスク管理に課題があることを認識し、改善策を明確にしています。今後は、これらの改善策を随時実行し、その結果を評価し更なる改善につなげていくことで、より実効性のある取締役会を目指してまいります。

【補充原則4-14-2】

「取締役及び監査役に対するトレーニングに関する基本方針」については、コーポレートガバナンスに関する基本方針第27条第5項に記載しておりますので、ご参照ください。

当社ウェブサイト <https://www.mitsubishisteel.co.jp/ir/governance-policy/>

【原則5-1】

「株主・投資家との対話に関する基本方針」については、当社ウェブサイトへ開示しておりますので、ご参照ください。

当社ウェブサイト <https://www.mitsubishisteel.co.jp/ir/basic-policy/>

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱重工業株式会社	1,000,000	6.48
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	908,900	5.89
明治安田生命保険相互会社	715,265	4.63
株式会社三菱UFJ銀行	429,305	2.78
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS-UNITED KINGDOM	428,700	2.78
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	409,300	2.65
三菱製鋼共栄会	365,810	2.37
三菱UFJ信託銀行株式会社	342,000	2.22
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	302,400	1.96
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	297,600	1.93

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

【補足説明】更新

日本バリュー・インベスタートーズ株式会社から2020年8月4日付で、大量保有報告書の変更報告書が提出されました。同報告書により、2020年7月31日現在で株式を1,243,600株保有している旨の報告を受けましたが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
高島 正之	他の会社の出身者									△	
菱川 明	他の会社の出身者									△	

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高島 正之	○	社外取締役高島正之氏は、三菱商事株式会社の出身であります。また、当社と同社の間には資材関連の購入取引がありますが、その額は当社の購買高に対し僅少であります。	三菱商事株式会社の代表取締役副社長執行役員等を歴任した企業経営者としての豊富な知識と経験をもとに中立・公正な観点から当社経営に対する助言や有益なご指摘を頂くことで十分な監督機能を発揮しており、また変革期にある当社において当社取締役としての長年にわたる経験が当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断いたしました。

菱川 明	○	社外取締役菱川明氏は、三菱重工業株式会社の出身であります。また、2008年8月より3年8ヶ月間キャタピラージャパン株式会社の社外取締役であります。両社とも当社製品の販売先であります。何れも営業取引高は当社の売上高に對し僅少であります。	三菱重工業株式会社の代表取締役常務執行役員等を歴任した企業経営者としての豊富な知識と経験をもとに中立・公正な観点から当社経営に対する助言や有益なご指摘を頂くことで十分な監督機能を発揮しており、また変革期にある当社において当社取締役としてこれまでの経験が当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断いたしました。
------	---	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	ガバナンス委員会	2	0	0	2	0	0	なし
報酬委員会に相当する任意の委員会	ガバナンス委員会	2	0	0	2	0	0	なし

補足説明

当社では指名委員会・報酬委員会は現状設置しておりませんが、取締役の指名や報酬の決定について、複数の独立社外取締役で構成するガバナンス委員会で独立社外取締役の助言を得て取締役会で決議することとしており、指名・報酬に係る取締役会の機能の客觀性・透明性の向上を図っております。

また、ガバナンス委員会は独立社外取締役間の情報交換と認識共有等を目的とし、当社の事業及びガバナンスに関する事項等に関し自由な議論を行うことにより、取締役会による業務執行の監督機能を強化しております。3ヶ月に一度ガバナンス委員会を開催しており、いずれにおいても社外取締役2名が出席しております。

指名委員会・報酬委員会も今後設置に向け検討を続けてまいります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人が期初に作成した監査計画に基づき、監査役はその実施状況について定期的に報告を受けております。併せて、適宜会計監査人の監査に立ち会い、都度報告を受けることにより進捗状況を把握とともに、監査の相当性を確保するため、意見交換に意を用いております。監査役は社長直属の監査室から内部監査実施状況の報告と業務監査に必要な情報を受け、必要に応じ適宜意見を述べております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
坂本 泰邦	他の会社の出身者											△		
中川 徹也	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f,g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坂本 泰邦	○	社外監査役坂本泰邦氏は、当社の取引金融機関である三菱UFJ信託銀行株式会社の出身であります。同社からの借入額は当社の連結総資産に対し僅少であります。(株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの組織再編により、三菱UFJ信託銀行株式会社からの借入金については、2018年4月16日をもって株式会社三菱UFJ銀行からの借入金となっております)。	三菱UFJ信託銀行株式会社の常勤監査役や取締役常勤監査等委員等を歴任し、その豊富な経験を通して培われた知識をもとに十分な監査機能を発揮することができ、当社の健全性・適正性の確保及び透明性の向上に資すると判断いたしました。
中川 徹也	○	——	弁護士としての長年にわたる専門知識・経験を当社監査役としての監査に反映させており、引き続き社外監査役とすることが当社の健全性・適正性の確保及び透明性の向上に資すると判断いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役の独立性を実質面において担保することに主眼を置いた独立性基準としています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

(1) 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針

社外取締役を除く取締役の報酬等の額は、役位に応じた基本報酬(固定)、業績に連動する賞与及び業績連動型の株式報酬としております。業績目標達成(100%)の場合、固定報酬100に対して業績連動型報酬25(賞与15、業績連動型の株式報酬10)の割合で支給しております。

(2) 業績連動報酬に係る指標、指標の選択理由及び報酬額の決定方法

・業績に連動する賞与

着実な年度収益向上への意欲を向上させることを目的として、単年度の連結営業利益率を業績指標とする賞与を導入しております。
業績目標達成度に応じて0%~200%の間で変動する賞与支給率に基づき支給額を決定しております。

・業績連動型の株式報酬

取締役(社外取締役を除く)の報酬と当社の株式価値との連動制をより明確にし、中長期的な業績向上及び企業価値の増大へのインセンティブを高めることを目的として、中長期業績との連動性が高く、かつ株主との利害を共有する役員報酬制度とするため、BIP(Board Incentive Plan)信託と称される仕組みを導入しております。

事業規模を拡大するとともに収益性及び資本効率性の向上が中長期的な企業価値向上に資すると考え、中期経営計画目標値に対する連結売上高、連結営業利益、ROEの達成度を業績指標としております。

中期経営計画終了時又は退任時に、毎年役位に応じて付与されるポイントに業績指標の達成度に応じて0%~200%の範囲で変動する業績連動係数を乗じたポイントの50%に相当する株式を交付し、残りについては株式の換価処分金相当額を支給いたします。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当期において当社の取締役に支払った報酬は、193百万円であります。なお、この報酬金額には使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

[取締役]

取締役の報酬等の額の決定に関する方針は取締役会において決定します。

社外取締役を除く取締役の報酬等の額は、基本報酬(固定)のほか、業績の達成度に応じた業績連動報酬としております。

社外取締役については、各社外取締役の幅広い知見・経験に基づき助言を経営に反映するために就任いただいているものであり、その役割・職務内容を勘案し基本報酬(固定)のみとしております。

また、取締役(社外取締役を除く)を対象に、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値の増大へのインセンティブを高めることを目的に、中期経営計画に掲げる業績目標の達成度等に応じて当社株式の交付を行う中長期業績連動型の株式報酬制度を導入いたしました。

なお、取締役の報酬等の額は、社外取締役をメンバーとするガバナンス委員会において、助言を得た上で決定します。

[監査役]

監査役の報酬等の額は、監査役の協議にて決定します。

監査役の報酬等の額は、監査役の役割・職務内容等を勘案し基本報酬(固定)のみとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会に際して重要な案件については、当該案件の担当取締役等が社外取締役及び社外監査役に対し事前に説明を実施しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
市川 誠	特別顧問	当社からの要請に応じて、経験及び知見に基づき助言	非常勤・報酬有	2003/06/27	2023/03/31
加藤 秋夫	特別顧問	当社からの要請に応じて、経験及び知見に基づき助言	非常勤・報酬有	2009/06/19	2024/08/31
大野 信道	相談役	当社からの要請に応じて、経験及び知見に基づき助言	非常勤・報酬有	2015/06/19	2022/06/01

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

3名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)[更新](#)

当社は、社会的責任を果たし、社会から信頼される企業を目指すため、「経営理念」及び「三菱製鋼グループ企業行動指針」並びに同指針を詳細化した「三菱製鋼グループ行動規範」を定めるとともに、より実効的なコーポレートガバナンスを追求しその充実に取り組むことを「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に規定し、「取締役会制度と監査役会制度の機能強化」と「経営会議による業務執行の審議並びに法令遵守・危機管

理強化」に重点を置く体制としております。

(1) 業務執行及び監督の状況

取締役会はグループ全体の経営戦略を方向付ける場であり、意思決定の迅速化に留意しつつ経営の基本方針策定、法令・定款で定められた事項その他経営に関する重要事項の決定及び取締役の業務執行の監督をしております。取締役会は、必要最小限の規模とし、意思決定を迅速かつ効率的に行える体制としております。取締役会が決定した方針等については担当取締役が責任をもって業務執行の権限を有する使用人に対し指示し、各権限者は業務を執行しております。

また、社外取締役及び社外監査役が取締役会に出席し、業務執行の決定における公平性及び透明性を確保しております。

取締役会は、9名の取締役（うち2名は社外取締役）及び3名の監査役（うち2名は社外監査役）で構成され、原則毎月定期的に開催（必要に応じて臨時にも開催）しております。2019年度では計16回の取締役会を開催し、いずれにおいても全役員（2020年6月26日開催の第96回定期株主総会終結の時をもち、任期満了により退任した監査役関根修一郎氏を含む）が出席しております。

その他、取締役会の下部機関として、独立社外取締役間の情報交換と認識共有等を目的としたガバナンス委員会を設置し、当社の事業及びガバナンスに関する事項等に関し自由な議論を行うことにより、取締役会による業務執行の監督機能を強化しております。また、取締役の指名・報酬の決定について、ガバナンス委員会で独立社外取締役の助言を得て取締役会で決議することとしており、取締役の指名・報酬に係る取締役会の機能の客観性・透明性の向上を図っております。

ガバナンス委員会を3ヶ月に一度開催しており、いずれにおいても社外取締役2名が出席しております。

監査役会は監査の方針、業務の分担に基づきそれぞれ法令遵守、危機管理を含め、グループ全体の監査を行い、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保しております。

監査役会は、3名の監査役（うち2名は社外監査役）。また、監査役永井岳司氏は当社の経理・財務部門における業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の意見を有しております。）で構成され、原則毎月定期的に開催（必要に応じて臨時にも開催）しております。2019年度は計16回開催し、いずれにおいても全監査役（2020年6月26日開催の第96回定期株主総会終結の時をもち、任期満了により退任した監査役関根修一郎氏を含む）が出席しております。

さらに、取締役、監査役、フェロー社員、事業部長、企画部門各部長、営業本部長、管理部門各部長、技術開発センター長等を構成メンバーとした経営会議を原則毎週定期的に開催（必要に応じて臨時にも開催）し、当社グループの重要な業務の執行、法令遵守、危機管理について審議し、対応しております。2019年度においては、計47回の経営会議を開催しております。

(2) 監査の状況

監査役会では監査の方針、業務の分担に基づきそれぞれ法令遵守、危機管理を含め、グループ全体の監査を行っており、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制としております。監査役会において、取締役会・経営会議での審議内容について意見交換することにより、重要な経営情報を全監査役間で共有しつつ、あわせて問題の早期発見のため、主として事業部長から業務運営状況、内部管理体制の確認を行い、実効性ある監査と監査役の機能強化に努めております。監査役は、代表取締役をはじめとする取締役、監査室、会計監査人と定期的に意見交換を行うとともに、取締役会・経営会議で経営上の問題を早期に把握した上で、事業部や企画部門各部、営業部門各部、管理部門各部、技術開発部門から状況の報告を受け、また各事業所及び子会社で毎月開催される主要な会議に適宜出席する等により、業務の執行状況を実効的に監査します。監査役を補佐する兼任スタッフを置き、監査役の業務を補佐するとともに、当該スタッフの業務を監査役が適切に確認・指導することにより指示の実効性を確保しております。

また、総務人事部担当取締役は、監査役スタッフの独立性を確保するため、監査役スタッフの人事異動に係る事項について監査役会と事前に相談します。

取締役は監査役による監査の重要性を十分認識し、監査にかかる費用等については監査役の必要に応じ適切に支払いを行っております。

また、内部監査については、取締役による監督、監査役の業務監査に加え、社長直属の監査室専任3名、兼務2名が内部監査の一環として使用人の業務執行が適正かつ適法に行われているかを監査しております。

会計監査における当社の監査業務を執行した公認会計士は、有限責任監査法人トーマツに所属する丸地肖幸氏及び平野礼人氏の2名であり、このほか監査業務に係る補助者として公認会計士10名、その他6名により構成されておりました。また、有限責任監査法人トーマツの継続監査期間は、14年となります。

(3) 社外取締役及び社外監査役の状況

当社は取締役9名のうち社外取締役2名、監査役3名のうち社外監査役2名であり、業務執行の決定における公平性及び透明性を確保しております。

(4) 責任限定契約の内容

当社は、社外取締役及び監査役の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約で定める賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める額の合計額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会では独立性をもった社外役員の意見を経営に反映できる体制を確保し、監査役会では業務の執行状況を適切に把握できる体制としており、両機関が密接に連携しつつ本来の機能を発揮することで、十分に経営に対する監督機能を果たすことが可能であると判断し、現状の体制を採用しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、例年総会開催日の3週間前に招集通知を発送しておりましたが、本年は新型コロナウイルス感染症の影響により、2週間前の発送となりました。招集通知に記載する情報については、6月8日に当社ホームページと東京証券取引所TDnetに開示を行っております。
電磁的方法による議決権の行使	2016年6月17日開催の第92回定時株主総会より、電磁的方法による議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2016年6月17日開催の第92回定時株主総会より、株式会社ICJが運営する機関投資家向け電子行使プラットフォームを利用し、機関投資家の皆様が十分な検討時間を確保できるようにしております。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会招集通知の英訳版を作成し、当社及び東京証券取引所のウェブサイトに掲載しております。
その他	株主総会招集通知等の株主総会関係資料を当社ウェブサイトに掲載しており、本年は定期株主総会動画についても当社ウェブサイトへ掲載いたしました。 また、例年、株主総会後、株主の皆様に事業内容や当社製品を紹介させていただく株主懇談会を開催しておりますが、本年におきましては新型コロナウイルス感染症の影響により株主懇談会は取りやめとさせていただきました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(第2四半期・期末時)、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催しており、取締役社長をはじめとした経営陣により、決算内容および将来の事業展開について説明を行っておりますが、2021年3月期第2四半期決算説明会につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により開催はせず、資料を当社ウェブサイトへ掲載いたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、四半期決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、決算説明会資料、適時開示情報、トピックス、株主総会関係資料等を随時掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報・IR部を設置しており、株主と建設的な対話が実現するように目配りを行うため、広報・IR担当取締役を指定しております。	
その他	株主・投資家との対話に関する基本方針を策定し、当社ウェブサイトに公開しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、CSR方針を策定し、当社ウェブサイトに公開しております。 経営会議メンバーと部門責任者で構成する「地球環境委員会」を設置し、環境法令の遵守、環境負荷低減、環境に配慮したものづくり等、環境保全活動の継続的改善に取り組んでおります。 当社のCSR活動の実施状況はCSRレポートに取りまとめ、当社ウェブサイトに掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主・投資家との対話に関する基本方針において、情報開示の基本姿勢及び情報開示の方法を策定しております。

その他

当社は、社員の人権・人格・個性を尊重し、個の能力を最大限に発揮しつつ、活き活きと働くことができる企業風土を促進します。企業の継続的な維持・成長を高めるため、トップダウンによるダイバーシティ推進に取り組んでいます。

ダイバーシティ推進の施策のひとつとして、女性の活躍推進については、職場環境を整備し、女性技術者および技能職の採用に取り組み、活躍できる職域の拡大に努めております。そのために女性社員の自己成長と意識改革のための研修を継続的に行ってまいります。

また、育児・介護に限定しない在宅勤務制度の確立や男性社員の育児休業の取得など、職業生活と家庭生活両立に資する雇用環境の整備を進めてまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(内部統制システムに関する基本的な考え方)

当社グループは、内部統制システムの適切な整備・運用のため、年1回必要に応じて取締役会により内部統制の基本方針を見直し、コンプライアンスの徹底、リスク管理体制の整備に取り組んでおり、今後も適正な体制整備、運用をより一層充実したものとすべく、不斷の見直しに努めてまいります。

(内部統制システムの整備状況)

(1)コンプライアンス体制

使用者の職務の執行がコンプライアンスに適合することを確保するための体制として、取締役による監督、監査役の業務監査に加え、社長直属の監査室が内部監査の一環として使用者の業務執行が、適正かつ適法に行われているかを監査しております。

また、コンプライアンス基本規則に基づき当社及び当社グループの各社にコンプライアンス責任者を設置することで、当社グループ全体のコンプライアンス推進体制を整備するとともに、当社グループのコンプライアンス責任者を中心としたコンプライアンス責任者会議を年に2回開催し各社のコンプライアンス状況の情報交換を実施しております。加えて、当該体制が適切に運用されているかのレビューを定期的に行っております。さらに、使用人にコンプライアンスの重要性を一層認識させるための研修を充実し、「三菱製鋼グループ企業行動指針」並びに同指針を詳細化した「三菱製鋼グループ行動規範」の理解を深めることで、使用人一人一人にコンプライアンスの浸透を図っております。

また、監査室、法律事務所を窓口とした内部通報制度を設け、法令違反を未然に防止する体制を確保し、内部通報規程に当該報告したことを理由として不利な取り扱いを行わない旨規定するとともに社内研修においても不利な取り扱いを行わない旨説明しております。当事業年度においては、海外子会社それぞれに内部通報制度を導入する取り組みを継続しており既に導入済みのタイ、中国、フィリピンの他に、インドの子会社に内部通報制度を導入すべく対応しております。

(2)リスク管理体制

当社及び当社子会社における損失の危険を伴う可能性のある問題について、中立的立場から事業計画を精査するため、事業企画部を主体とした投融資委員会を設けております。同委員会はリスクを充分検討した上で報告し、経営判断に資することを目的としております。

投融資委員会の意見をもとに、当社経営会議で議論するほか、リスク管理委員会を設置しガバナンス（子会社管理）、コンプライアンスを中心とした管理面でのリスクを検討することで、国内はもとよりグローバルな事業活動で発生する損失の危険を洗い出して適切に管理する体制を構築しております。

また、取締役会規則に基づき、重要案件は子会社に係る事項も含め当社の取締役会で審議し、損失の発生を未然に防止する体制としております。

(3)取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、法令及び社規則に従い適切に行っております。当該事業年度においては、情報セキュリティ基本方針及び同規定に基づき、当社グループ全体としての情報セキュリティ管理体制を整備するとともに、当社グループの役員及び使用人を対象に情報セキュリティ教育・訓練を実施することで、一人一人の情報セキュリティの重要性に対する意識向上に努めております。

(4)当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

各子会社の取締役は、当社の取締役会、経営会議で決定された方針に基づき業務を執行し、各子会社の使用者を監督しております。また、各子会社の監査役監査に加え、当社取締役、監査役又は使用者が主要な連結子会社の取締役、監査役を兼務し監督・監査を行うとともに、監査室、会計監査人と連携を図りつつ、各子会社の取締役、監査役と定期的に情報交換をしてグループ全体の業務の適正性を確保しております。

さらに、子会社の重要な事項については、当社取締役、監査役が子会社の取締役会等において報告を受けるほか、事業部門、企画部門、営業部門、管理部門及び技術開発部門を通じて常時把握する体制を確保しております。

また、海外子会社管理体制を強化するため、各種施策を立案し、実行しております。

なお、当社グループの財務報告の適正性と信頼性を確保するための内部統制を整備し、適切に運用しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方)

当社グループは、反社会的勢力とは一切関係をもたないことを「三菱製鋼グループ企業行動指針」及び「三菱製鋼グループ行動規範」に掲げ、また「透明性の高い健全な経営」という基本方針のもと、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を遮断し、これらの者に対して毅然とした態度で対応することを基本的な考え方としております。

(反社会的勢力排除に向けた整備状況)

当社グループでは、総務人事部を反社会的勢力対応の担当部署とし不当要求防止責任者を選任して、警察・弁護士等の関連機関と連携を図りつつ情報収集・管理にあたっております。

当社グループは、対応について研修等により周知をはかるとともに引き続き反社会的勢力排除のための体制を強化してまいります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 会社情報の適時開示に係る当社の基本方針

当社では、「透明性の高い健全な経営」を重点課題とし、会社情報の適時・適切な開示はその根幹をなすものと認識しております。この考えのもと当社では、有価証券上場規程の制度趣旨・内容を十分に理解し、今後も迅速、正確かつ公平な会社情報の適時適切な開示に努めてまいる所存であります。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

当社は経営の基本方針及び諸施策を取締役、監査役、フェロー社員、事業部長、企画部門各部長、営業本部長、管理部門各部長、技術開発センター長等を構成メンバーとした経営会議で付議・報告し審議しております。その際、情報取扱責任者(広報・IR部長)は審議事項が開示すべき情報に該当するかどうかについて事前に有価証券上場規程と当社の内部者取引管理規程に照らして開示項目に該当するかどうか判定しており、開示が必要と判定されたものは開示資料を作成し経営会議に付議しております。経営会議の審議後、取締役会規則に照らし必要なものは、社外取締役2名を含む取締役会に付議・報告し審議しております。経営会議は毎週定例的に開催(必要に応じて臨時にも開催)し意思決定の迅速化に努めています。経営会議、取締役会で決定された事項のうち事前の該否判定で開示が必要と判定されたものは、決定された開示資料を迅速に開示しております。

また内部監査機能の強化を目的に社長直轄の「監査室」を設置しております。



